

利用料

平成28年4月より

(1) 居住に関する費用

入居時一時金（敷金） 200,000円

(2) 生活費およびサービスの提供に要する費用

利用者階層別料金表（月額）

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		生 活 費 (食事・共益費)	サービスの提供 に要する費用 (事務費)	居住に要す る費用 (家賃)	合 計
1	1,500,000以下	43,700	10,000	15,000	68,700
2	1,500,000～1,600,000	〃	13,000	〃	71,700
3	1,600,001～1,700,000	〃	16,000	〃	74,700
4	1,700,001～1,800,000	〃	19,000	〃	77,700
5	1,800,001～1,900,000	〃	22,000	〃	80,700
6	1,900,001～2,000,000	〃	25,000	〃	83,700
7	2,000,001～2,100,000	〃	30,000	〃	88,700
8	2,100,001～2,200,000	〃	35,000	〃	93,700
9	2,200,001～2,300,000	〃	40,000	〃	98,700
10	2,300,001～2,400,000	〃	45,000	〃	103,700
11	2,400,001～2,500,000	〃	50,000	〃	108,700
12	2,500,001～2,600,000	〃	57,000	〃	115,700
13	2,600,001～2,700,000	〃	64,000	〃	122,700
14	2,700,001～2,800,000	〃	71,000	〃	129,700
15	2,800,001～2,900,000	〃	78,000	〃	136,700
16	2,900,001～3,000,000	〃	85,000	〃	143,700
17	3,000,001～	〃	90,100	〃	148,800
11月から3月までの冬期には暖房費として1人月額 1,930円を加算します。					
但し、福岡県が定める軽費老人ホームの入所者から受領する利用料の改正に伴い変更します。					

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した語の収入を言います。

注2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は、上表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を、それぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に関する徴収額については、上表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

(3) 居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

①居室内の水光熱費 月 500円

②電話をかけられるとき 実費

③食費は、1日前までに欠食の届け出をした場合、1日(3食)分、874円を日割り計算し、次月に精算します。

④洗濯機使用料 無料

⑤洗濯乾燥機 無料

⑥部屋の電気代 個室使用メーターによる実費

⑦退去時の利用精算方法

イ) 居住に要する費用 入居契約書第22条(契約の終了)によって終了したときは、諸費用を精算します。

ロ) 生活費 食費1日 874円(3食欠食の場合)を日割り計算で精算します。

ハ) サービス提供に要する費用は、月単位で精算します。

二) 居室の原状回復

- ・入居者の責任により、居室内の模様替えを行った場合は、入居者契約書第17条(原状回復の義務)に従って、入居者が実費を負担していただくことになります。
- ・居住の状況に応じて、入居時の室内に戻すためのクリーニング代、壁面クロス張り替え、電灯(蛍光管)等の実費を入居者が負担していただくことになります。
- ・原状回復に係る費用は、入居時の一時金(敷金)から充当しますが、敷金での不足金が生じた場合は、その不足差額金を入居者において支弁していただくことになります。